

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成17年10月27日(2005.10.27)

【公開番号】特開2004-252759(P2004-252759A)

【公開日】平成16年9月9日(2004.9.9)

【年通号数】公開・登録公報2004-035

【出願番号】特願2003-43149(P2003-43149)

【国際特許分類第7版】

G 0 6 F 9/445

【F I】

G 0 6 F 9/06 6 1 0 L

【手続補正書】

【提出日】平成17年7月29日(2005.7.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

設定値が設定された個別設定テーブルファイルと、マクロとインストール手順を定めたインストール作業ファイルと、機器のドライバとが記憶されたインストールパッケージから前記ドライバをコンピュータ端末にインストールする方法であって、

インストール対象となるコンピュータ端末の識別子を取得し、この取得した識別子に対する設定値を前記個別設定テーブルファイルから取得し、前記インストール作業ファイル内のマクロを前記取得した設定値で置換え、このマクロ変換を行ったインストール作業ファイルの作業手順にしたがってインストール動作を行うドライバのインストール方法。

【請求項2】

請求項1記載のドライバのインストール方法において、

前記個別設定テーブルファイルには、該当するコンピュータ端末の識別子が記憶されていて、当該コンピュータ端末へのインストール時にこの設定された識別子が検出されなかった場合に、前記個別設定テーブルファイル中のデフォルト値を前記設定値とし、このデフォルト値を設定値としたインストール作業ファイルの作業手順にしたがってインストール動作を行うドライバのインストール方法。

【請求項3】

請求項1記載のドライバのインストール方法において、

前記個別設定テーブルファイルには、該当するコンピュータ端末の識別子が記憶されていて、このコンピュータ端末の識別子として各コンピュータ端末に設定されているIPアドレスを使用するとき、前記個別設定テーブルファイル中の該当するサブネットに割り当てられた設定値を基に、前記インストール作業ファイルの作業手順にしたがってインストール動作を行うドライバのインストール方法。

【請求項4】

コンピュータ端末を、

マクロを設定されたインストール作業ファイルと、このファイル中のマクロを、予め設定した個別設定テーブルファイルの設定値で置換して所定のドライバのインストールを行うように機能させるインストール制御プログラム。

【請求項5】

請求項4記載のインストール制御プログラムにおいて、

前記コンピュータ端末へのインストール時に、前記個別設定テーブルファイルに記憶されたコンピュータ端末の識別子が該当コンピュータ端末から検出されなかった場合に、前記個別設定テーブルファイル中のデフォルト値を前記設定値として採用するように、前記コンピュータ端末を機能させるインストール制御プログラム。

【請求項 6】

請求項 4 記載のインストール制御プログラムにおいて、

前記個別設定テーブルファイルに記憶されたコンピュータ端末の識別子として、各コンピュータ端末に設定されている IP アドレスを使用するとき、前記個別設定テーブルファイル中の該当するサブネットに割り当てられた設定値を基にしてインストールするように前記コンピュータ端末を機能させるインストール制御プログラム。

【請求項 7】

コンピュータ端末で読み取り可能な記録媒体であって、

請求項 4 乃至 6 の何れかに記載のインストール制御プログラムと、前記パソコンにインストールすべきドライバを含む複数のプログラムと、前記ドライバのインストールを所定の順序で実行させるインストール作業ファイルとが記憶されている記録媒体。

【請求項 8】

コンピュータ端末で読み取り可能な記録媒体であって、

請求項 4 乃至 6 の何れかに記載のインストール制御プログラムと、前記パソコンにインストールすべきドライバを含む複数のプログラムと、前記ドライバのインストールを所定の順序で実行させるインストール作業ファイルとが記憶されているインストールパッケージ。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

【課題を解決するための手段】

本発明は、上記目的達成のために、設定値が設定された個別設定テーブルファイルと、マクロとインストール手順を定めたインストール作業ファイルと、機器のドライバとが記憶されたインストールパッケージから前記ドライバをコンピュータ端末にインストールする方法は、インストール対象となるコンピュータ端末の識別子を取得し、この取得した識別子に対する設定値を個別設定テーブルファイルから取得し、インストール作業ファイル内のマクロを前記取得した設定値で置換え、このマクロ変換を行ったインストール作業ファイルの作業手順にしたがってインストール動作を行うことを特徴としている。このため、1つのインストールパッケージでコンピュータ端末毎に設定を変えてドライバのインストールが行える。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

個別設定テーブルファイルに該当するコンピュータ端末の識別子を記憶し、当該コンピュータ端末へのインストール時にこの設定された識別子が検出されなかった場合に、個別設定テーブルファイル中のデフォルト値を設定値とし、このデフォルト値を設定値としたインストール作業ファイルの作業手順にしたがってインストール動作を行ってもよい。このため、個別設定テーブル中にないコンピュータ端末でもそのデフォルト値を設定値としてドライバのインストールが行える。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

あるいは個別設定テーブルファイルはコンピュータ端末の識別子を記憶し、このコンピュータ端末の識別子として各コンピュータ端末に設定されているIPアドレスを使用するとき、個別設定テーブルファイル中の該当するサブネットに割り当てられた設定値を基に、インストール作業ファイルの作業手順にしたがってインストール動作を行うようにしてもよい。このようにIPアドレスをPCの識別子として使用する場合、サブネットごとに設定値を割り当ててもよい。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

個別設定テーブルファイルには、該当するコンピュータ端末の識別子が記憶されていて、当該コンピュータ端末へのインストール時にこの設定された識別子が検出されなかった場合に、個別設定テーブルファイル中のデフォルト値を前記設定値として採用すると、識別子が個別設定テーブルファイル中ない場合でも、コンピュータ端末へのドライバのインストールが実行される。

個別設定テーブルファイルには、該当するコンピュータ端末の識別子が記憶されていて、このコンピュータ端末の識別子として各パソコン設定されているIPアドレスを使用するとき、個別設定テーブルファイル中の該当するサブネットに割り当てられた設定値を基にしてインストールするようにしてもよい。

インストール制御プログラムの記憶形態としては記録媒体に記憶してもよいし、サーバを有する場合には、そのサーバに共有フォルダを作成し、当該フォルダ内に記憶しておいてもよい。

これら記憶媒体や共有フォルダにインストール制御プログラムを記憶する場合には、コンピュータ端末にインストールすべきドライバを含む複数のプログラムと、ドライバのインストールを所定の順序で実行させるインストール作業ファイルも同一の場所に記憶するのが好ましい。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0029】

【発明の効果】

本発明によれば、1つのインストールパッケージでコンピュータ端末毎に設定を変えてインストールできるため、CD-Rメディアやハードディスク等の資源を無駄に使わなくて済む。またユーザーが複数あるインストールパッケージ中から実行すべきインストールパッケージの選択をしなくてよいので、間違えることがなく、インストールミスを防止することができる。さらに、管理者が、パソコン毎の設定値を任意に細かく指定することができる。

本発明によれば、管理者が個別設定テーブルファイルに書き損ねた場合や、管理者が把握していないコンピュータ端末が存在するときでも機器に対応するドライバをインストールできる。また限られた特定のコンピュータ端末だけ異なる設定で、その他のコンピュータ端末は同じ設定でインストールするとうようなことも容易に行える。

本発明によれば、IPアドレスのサブネットごとに設定値を割り当てることができる。